大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：発達相談員（休業代替）　母子保健課】

令和８年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1　募集人数　　１～２人程度（週 35 時間以内勤務）
※勤務日数及び勤務時間は、相談に応じます。

2　募集職種　　発達相談員　母子保健課

3　業務内容
（1）下記の配属先における乳幼児健診等業務
（勤務先）1　明日都浜大津　　大津市浜大津四丁目１番１号
2　和邇すこやか相談所　　大津市和邇高城１２
3　瀬田すこやか相談所　　大津市大江三丁目２－１
（2）乳幼児健診等における発達相談
（3）（2）の記録や記載の確認及び入力業務
（4）乳幼児健診等に関わる事務作業
（5）発達に関する個別相談、発達支援療育事業に関する業務など
※従事業務については応相談

【業務内容の変更範囲】：なし

4　募集対象
（1）大学卒業以上（発達心理学、障害児心理学、臨床心理学等の心理学関係の単位を取得していること）
（2）公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等の資格所有が望ましい
（3）新版Ｋ式発達検査の実施及び評価ができる方が望ましい
（4）普通自動車免許（AT 可）を有すること
※運転免許取得後１年以上経過していること
※運転免許取得の有無については相談が可能です。
（5）パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5　応募受付期間

随時募集

6　応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

③職務経歴書

④公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等の場合は免許証（写し）

⑤公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等以外の方は心理学関係の単位を取得していることがわかる書類

⑥自動車運転免許証（写し）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連 絡 先】大津市こども未来部こども総合支援局母子保健課

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-511-9182

7　選考日時及び選考会場

応募受付時に日時を調整させていただきます。

8　選考方法

面接試験

※上記 6 に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9　結果の発表

受験者本人宛に、選考後７日以内に、合否通知を文書で発送します。

10　勤務条件

任用期間	任用日から令和９年３月３１日まで 採用後１ヶ月(実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長)は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	□　原則あり　■　原則なし （職員の休業に伴う代替えのため再度の任用はありません。但し、休業期間が延長された場合は、更新する場合があります。）
勤務地	【通常の勤務場所】

	明日都浜大津　　大津市浜大津四丁目１番１号 【出張健診】 和邇すこやか相談所・瀬田すこやか相談所で実施する健診。 　和邇すこやか相談所　　大津市和邇高城１２ 　瀬田すこやか相談所　　大津市大江三丁目２－１
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週５日（月曜日～金曜日） 勤務日数は、相談に応じます。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日）
休暇	年次有給休暇　任用期間に応じて付与 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週３５時間以内勤務（１日７時間×週５日）９時００分～１７時００分　休憩 60 分 勤務時間は、相談に応じます。
基本給	週３５時間勤務　月額 260,356 円　～　274,598 円 日７時間勤務　　日額　12,397 円　～　13,076 円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当　なし 通勤手当相当（片道 2㎞ 以上の場合、月額の場合上限 75,000 円、日額の場合上限 3,571 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 （健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、条件を満たした場合に加入します。）
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：月額の場合　当月２０日、日額の場合　翌月２０日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。